

マイナポイント事業（健康保険証）に関するICOCAポイントサービス特約

（目的）

第1条 この特約は、国が推進するマイナポイント事業（以下「本事業」といいます。）に関して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するICカード乗車券（以下「ICOCA乗車券」といいます。）の利用者に対して提供する、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込みに係るマイナポイントの付与に関わるサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等を定め、もって利用者の利便性向上及び国が推進するマイナンバーカードの普及を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 本サービスの内容及び適用条件等については、国が定める「マイナポイント利用規約」、「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」及びこの特約の定めるところによります。

2 この特約に定めのない事項については、法令及び「ICカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号）。以下「IC約款」といいます。」「ICOCA電子マネー取扱約款（平成17年9月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）」「スマートICOCA会員規約」「J-WESTネット会員規約」「ICOCAポイントサービス規約」等の定めるところによります。

（本サービスの申込み手続き）

第3条 本サービスは、次項に定める本サービスの申込み手続きの前日までに、「ICOCAポイントサービス規約」第4条に定めるICOCAポイントサービスに係る利用登録を完了したICOCA乗車券が対象です。

2 申請者は、この特約及び国が定める「マイナポイント利用規約」、「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」に同意のうえ、国及び本事業を運営する事務局（以下、「国等」といいます。）が指定する方法で、本サービスの申込み及び対象キャッシュレス決済サービスとして前項のICOCA乗車券の登録を完了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することの申込みを行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

3 前項により、対象キャッシュレス決済サービスとしてのICOCA乗車券の登録手続きが完了した場合は、原則として、登録した対象キャッシュレス決済サービスを変更することはできません。

（マイナポイントの付与）

第4条 第6条に定める期間中（以下、「申込み手続き期間」といいます。）に、前条第2項に定める本サービスの申込み手続きを行うことで、同条同項に定める本サービスの登録手続きを行ったICOCA乗車券に対して、マイナポイントを付与します。

2 マイナポイントは、申請者1人に対して7,500ポイント付与します。

3 マイナポイントは、ICOCAポイントとして付与します。

4 マイナポイントは、前条第2項に定める本サービスの申込み手続きを行った月の翌月中旬に付与します。

- 5 前項の定めにかかわらず、当社の運営上の都合により、マイナポイントの付与時期は変更となる場合があります。
- 6 第三者によるマイキーID 又は対象キャッシュレス決済サービスの登録が行われた場合及び申請者がマイキーID の登録又は対象キャッシュレス決済サービスの登録において誤った情報を登録した他、登録手続きの不備があった場合において、当社及び国等は、当該申請者に対してマイナポイントを付与する義務を負わず、その他当該登録に関する責任を負いません。

(マイナポイントの確認)

- 第5条** 申請者は、付与されたマイナポイントを、「ICOCAポイントサービス規約」第11条に定める方法により、確認することができます。この場合、付与されたマイナポイントは、「ポイント数(その他)」の項に、本サービスの他の事由により対象ICOCA乗車券に付与されるICOCAポイントと合算されて表示又は印字されます。
- 2 申請者は、第4条第4項に定めるマイナポイントの付与までの間、「ICOCAポイント問い合わせダイヤル」に電話で問い合わせることで、問合せ時点におけるマイナポイントのポイント数を確認することができます。

(本サービスの申込み手続き期間)

- 第6条** 第3条第2項に定める申込み手続きを行うことができる期間は、2022年6月30日から2023年2月28日までとします。

(ICOCA乗車券の払いもどし・引継)

- 第7条** 申請者は、第3条第2項に定めるICOCA乗車券の登録手続きを行った後、第4条第4項に定めるマイナポイントの付与までの間に対象ICOCA乗車券を払いもどした場合、第4条に定めるマイナポイントの付与を受けることができません。
- 2 第3条第2項に定めるICOCA乗車券の登録手続きを行った後、第4条第4項に定めるマイナポイントの付与までの間に対象ICOCA乗車券の紛失、盗難、障害等による再発行を行った場合は、本サービスに係る申込み情報を再発行後のICOCA乗車券へ引き継ぎます。

(不当な取引・その他の禁止事項)

- 第8条** 申請者は、国が定める「マイナポイント利用規約(健康保険証特約)」第12条第1項及び第2項に定める不当な取引等を行ってはならないものとし、この定めにした場合は、当社は、申請者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの提供の全部又は一部の制限又は停止をすることがあります。
- 2 前項の場合、当社は、IC約款第21条、第33条及び「ICOCAポイントサービス規約」第15条の定めにより、本サービスの登録手続きを行ったICOCA乗車券を無効として回収します。この場合、対象ICOCA乗車券に付与されているICOCAポイントは無効となります。

- 3 不当な取引等やその恐れが生じたこと、本特約や国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」等に違反する行為又は申請者の責めに帰すべき事由により、当社、国等及びその他第三者に損害が生じた場合には、申請者は当該損害額に相当する金額を賠償するものとしします。

(マイナポイントの制限又は停止)

第9条 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、申請者に対して何らの通知又は催告を行うことなく、マイナポイント付与の停止もしくは本サービスの提供の全部又は一部の制限又は停止をすることがあります。

- (1) 当社及び国等が運営するシステム等の不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本サービスの提供ができない場合
 - (2) 地震、落雷、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 本サービスに係るシステム等の点検又は保守作業を行う場合
 - (4) 当社及び国等が、国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」第9条第1項各号に定める場合に該当する又は該当するおそれがあると判断した場合
 - (5) その他当社が本サービスの提供の停止又は中断が必要であると判断した場合
 - (6) 国等が本事業の実施を停止又は中断した場合
- 2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社及び国等は、その責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重大過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

第10条 第三者が申請者のマイキーID及び暗証番号を利用して本サービスの申込みを行った場合には、当該申込みに基づく本サービスの利用登録は、当該マイキーIDに係る本人による登録とみなし、当該申込みを行った者による利用等により当該マイキーIDに係る本人に損害が発生した場合でも、当社及び国等はその責めを負いません。

- 2 前項による他、当社及び国等の責めに帰すことのできない事由から発生した申請者の損害については、当社及び国等はその責めを負いません。

(特約の変更)

第11条 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本特約を変更することができるものとしします。

- (1) 本特約の変更が、申請者の一般の利益に適合する場合
 - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 本特約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容及び変更後の約款の効力発生時期を周知するものとしします。

(情報提供)

第12条 当社は、第1号に定める目的を達成するために必要な範囲で、第2号に定める個人情報を取り扱います。

(1) 利用目的

- ① 本事業の運営及び本サービスを提供するため
- ② 不当な取引等の検知、予防及び不当な取引等が行われた場合の処理を行うため
- ③ 本事業及び本サービスに関する通知、案内等を行うため
- ④ 申請者からの問合せ等に対して適切に対応するため
- ⑤ 国等に対する、本事業の精算業務のため

(2) 個人情報の項目

- ① 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
- ② ICoca乗車券、ICocaポイントサービスに係る登録情報
- ③ ICoca乗車券、ICocaポイントサービスに係る利用履歴、ポイント残高等の利用情報
- ④ 付与されたマイナポイントの額やその他の本事業及び本サービスに係る利用状況
- ⑤ 国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」第13条に基づく調査等により取得した情報

2 当社は、国等、オンライン資格確認実施機関、医療保険者等及びそれらの委託先に対して、本事業及び本サービスの実施、国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」第13条第1項に定める不当な取引等を行った者の特定及び不当な取引等の防止、補助金交付に係る手続きのために、前項第2号に定める事項について提供すること、健康保険証利用における不正防止のために、国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」第13条第2項に定める事項について提供することがあります。また、当社は、同目的のために、国等及びそれらの委託先から申請者の個人関連情報（取引をするためのID等、マイナポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用することがあります。

(特約の有効期間)

第13条 本特約は、第6条に定める本サービスの申込み手続き期間及びマイナポイントが付与されるまでの期間有効です。ただし、国が定める「マイナポイント利用規約（健康保険証特約）」第11条及び第12条によるマイナポイントの取り消しの他、当社が損失額の請求を当該申請者へ行う場合には、この期間によらず行うことができるものとします。

附則 この特約は2022年6月30日から施行します。